②当該条項に違反することとなる事実関係

新事業活動計画に記載されたもののうち、同号に適合しないと判断した事実関係を特定する。

③法令の適用関係

保護法益の侵害等を含め、②に対する当該条項の適用関係に関する判断を記載し、及び、その判断の合理性を裏付けるエビデンスとして、定量的なデータ等を添付する。

①が許認可等に係る規定である場合には、新事業活動計画に関する許認可等をすることが法令違反となるか否かにより判断する。

④参考となる指針、通達等

主務大臣が上記判断を行う際の検討に用いた通達等（法令の解釈や運用方針等に関する通達、訓令、運用を定める通達、事業者等を対象とした指針、ガイドライン等をいう。以下同じ。）があれば、その名称及び関係する条、項等を記載し、あわせて通達等の位置づけ（例．地方支分部局に対する事務実施方針、法令解釈等）を記載し、当該通達等の関係する箇所を抜粋したものを添付する。

※新技術等効果評価委員会における調査審議のため、論点が複数ある場合には、論点ごとに、上記３⑶①から④を整理した上で、記載する。

様式第三十六（第13条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けの変更認定申請による変更後の新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．法第９条第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

２．新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、不認定の理由に含めて記載する。

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日

２．変更後の認定新事業活動実施者名

３．変更後の認定新事業活動計画の目標

４．変更後の認定新事業活動計画の内容

⑴　新事業活動に係る事業の内容

⑵　新事業活動を行う場所の住所

⑶　規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

５．変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「４．変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十八（第14条関係）

認定新事業活動計画の変更指示の通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．法第10条第３項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

２．新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に含めて記載する。

様式第三十九（第15条関係）

認定新事業活動計画の認定取消し通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．法第10条第２項及び第３項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

２．新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、認定を取り消す理由に含めて記載する。

様式第四十（第15条関係）

認定新事業活動計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日

２．認定を取り消された新事業活動実施者名

３．認定を取り消した新事業活動計画の内容

４．認定取消しの理由

（記載要領）

認定を取り消された新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。